

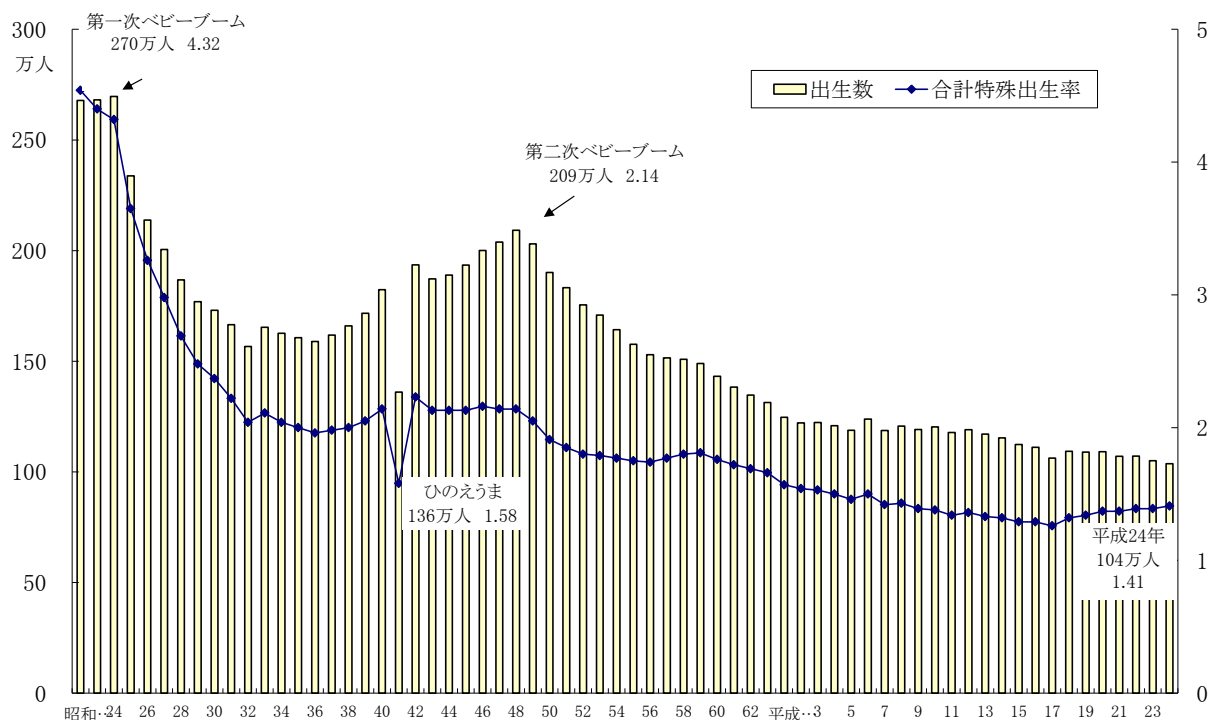
# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

### 1 少子化の進行

わが国の出生数は、平成24年は104万人で、昭和48年の209万人以降、減少傾向にあります。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、平成17年の1.26を底として、平成24年は1.41とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

## 2 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを生み育てる家庭を取り巻く社会の変化が挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」によると、わが国の平成22年の生涯未婚率は、男性20.1%、女性10.6%となっており、これは昭和55年に男性2.6%、女性4.5%だったことと比較すると、大きく上昇しています。また、厚生労働省「人口動態統計」によると、平成24年の日本人の平均初婚年齢は、男性が30.8歳、女性が29.2歳と平均初婚年齢が上昇する晩婚化に加え、平成24年の第1子の出生時の母親の平均出産年齢が30.3歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。さらに、親をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。

## 第2節 計画策定の目的

---

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

白子町では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」、平成22年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、長生郡市を一つの地域とした広域的なサービス提供の観点から、子育て支援の制度を整備してきました。

本計画は、新制度下において、本町の子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

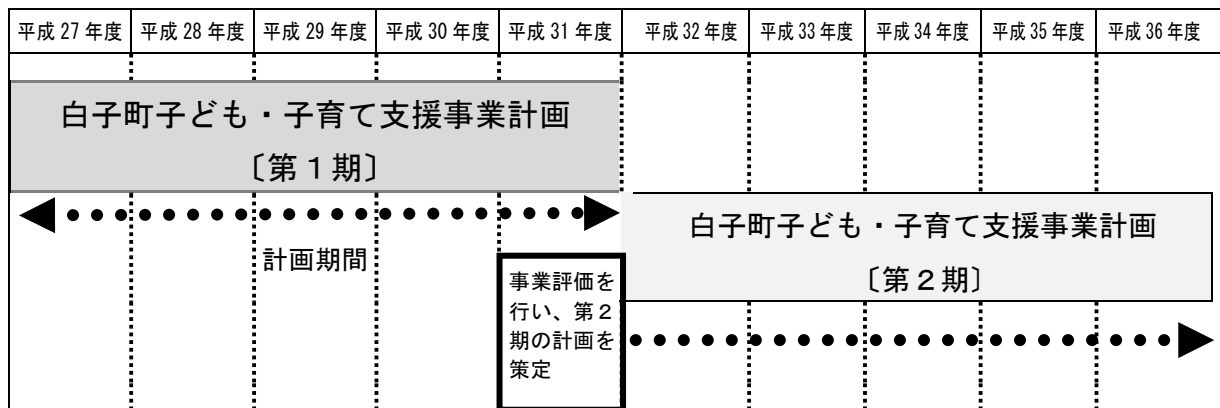
### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策は、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

### 第4節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度まで5年間を第1期とした計画期間とします。



## 第5節 子ども・子育て支援新制度の概要

---

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

■子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法

認定こども園法の一部改正法

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

これまで国では、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策推進法」などに基づき、少子化対策として、子育て支援に関わる様々な施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、ひとり親などの家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

